

自転車マナーアップ通信



発行：宮城地区自転車マナーアップ推進協議会 事務局：宮城総合支所まちづくり推進課 TEL392-2111 FAX392-9646

自転車ルール・点検の親子教室を開催いたしました！

当協議会発足3年目で初めて、親子で一緒に学ぶ自転車教室を開催いたしました。この教室は、平成27年度に愛子地区の小中学校の保護者を対象に実施したアンケートに寄せられた「保護者が自転車のルールを学ぶ機会を設けて欲しい」という声を受けて実現したものです。

今回は、9月に上町南地区、10月に錦ヶ丘地区で開催。両日ともお天気に恵まれ、参加者の皆さんは持参した自転車を使い、自転車点検や安全な乗り方講習などに一所懸命取り組んでいました。



(上町南地区)安全な乗り方講習



(錦ヶ丘地区)自転車点検講習

【自転車点検と安全な乗り方について】

宮城県自転車軽自動車商業協同組合より山口さんと庄子さんを講師としてお迎えしました。「1分間でできる自転車点検の方法」「自分に合った自転車の選び方」「自転車走行時の安全確認の仕方」等、とても分かりやすく説明していただきました。



山口さん

山口さんから

~~~~~ワンポイントアドバイス~~~~~

- 自転車サイズの選び方
サドルの高さは、規定の高さを超えて使わないこと！
成長に合った自転車を選びましょう。
- 安全な走り方
自転車にまたがり、右側からゆっくり後方を確認して走り始めます。走り始めたら直進が原則です。曲がる時は一度止まって安全確認してから！

【自転車のルールについて】

講師は、仙台北警察署交通課 太田係長。自転車安全利用五則を中心に自転車のルールやマナーを守ることの大切さを説明していただきました。



太田係長

太田係長から

~~~~~ワンポイントアドバイス~~~~~

○自転車は車の仲間です。※自転車安全利用五則をしっかり守りましょう。また、自転車事故での死亡の原因は、ほとんどが頭部損傷です。ヘルメットを着用していれば救えた命がたくさんあります。自転車走行時は子供だけでなく大人もヘルメットを着用するよう努めましょう。

※自転車安全利用五則は裏面のとおりです。

【自転車の賠償責任保険について】

日本損害保険協会東北支部の五味さんを講師としてお迎えし、保護者を対象に「自転車事故における賠償請求額が高額になっている現状」や「日頃からの備えの大切さ」等について説明していただきました。



五味さん

五味さんから

~~~~~ワンポイントアドバイス~~~~~

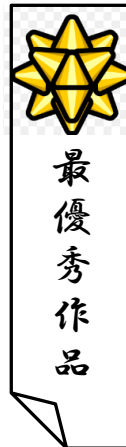
○自転車事故における賠償額については、どんどん高額になってきています。万が一に備え、保険に加入することが大切です。ご自宅で加入している火災保険、傷害保険や自動車保険などの特約(オプション)で加入することができますので、保険会社に確認してみましょう。

自転車の点検や賠償責任保険についての講習は受講したことが無く大変良かった…という参加者の声にお応えするために、平成29年度も同様の教室を開催予定です。詳細をお知りになりたい方や教室を開催してみようかな？という団体の代表者は、上記事務局までご連絡ください。

地域で自転車のマナーについて考えよう

広瀬中学校区地域ぐるみ青少年指導推進協議会のご協力をいただき、自転車のマナーやルールについての標語を募集いたしました。その結果、広瀬中学校をはじめとし、中学校区内の小学校からたくさんの素晴らしい標語が寄せられました。

その中でも最優秀作品に選ばれた各学校の標語をご紹介します。



ヘルメット 命を守る ぼうしだよ

錦ヶ丘小学校 3年 加藤 彪雅

事故防止 大切なのは 心がけ

上愛子小学校 6年 佐藤 美祐

あぶないよ 無灯火・スマホ・二人乗り

広瀬小学校 6年 奥本 要

「いそがなきやー!」

あせる心に ブレーキを

愛子小学校 6年 庄子 梨央

きをつけよう

のりかた スピード ひとつのかげ

愛子小学校 1年 藤本 智紀

その気持ち

ブレーキかけなきや 事故おきる

栗生小学校 6年 齋藤 敦

考えて そのスピードで とまれるの?

栗生小学校 5年 井上 環那

まあいいや 心のゆるみ 事故のもと

広瀬中学校 2年 堀越 晟来

事故一瞬 背負う重みは 一生分

広瀬中学校 3年 新潟 彩希

宮城地区の

自転車のルール違反 その2

平成26年度から毎年4回実施してきた自転車ルールの遵守率調査で見えてきた、宮城地区のルール違反の特徴についてご紹介します。

自転車は車道走行が原則ですが、右のような標識がある歩道は、普通自転車も通行します。歩道は歩行者が優先です。

歩道を通行する自転車は車道寄りを徐行し、歩行者の通行の妨げになる場合は一時停止をしなければなりません。

宮城地区では歩道上でスピードを出して走ったり、2列3列に並んで走ったりする自転車が多く見られます。歩道は歩行者優先です。思いやりのある走行を心がけましょう。



みんなで守ろう！自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は道路交通法上の車両です。歩道と車道の区別のあるところは「車道通行」が原則です。

2 車道は左側を通行

自転車は車道の左端に寄って通行しなければなりません。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道上は歩行者優先です。すぐに停止できる速度で走り、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

4 安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護者は、幼児を同乗させて運転する時や、幼児・児童が自ら自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。